

【調査概要】

- (1) 調査目的：全国自治体議会の運営に関する現状の把握
 - (2) 調査対象：全自治体議会（1789 団体／2011 年 1 月 4 日現在）
（47 都道府県、23 特別区、19 政令市、768 市、932 町村）
 - (3) 実施期間：2012 年 1 月～3 月（第一次メ切 2 月 1 日、最終メ切 3 月 31 日）
 - (4) 調査方法：全自治体議会議長宛に質問紙を送付
 - (5) 回答状況：回答数 1496／都道府県 47、政令市 19、特別区 23、市 751、町村 656（回収率：83.5%）
 - (6) 調査実施主体：自治体議会改革フォーラム
 - (7) 結果公表：自治体議会改革フォーラムホームページ・出版物等
- ※ 調査結果は、市民と議員の条例づくり交流会議 2012（7 月 28 - 29 日@法政大学）にて発表します。
※ 調査の最終結果は、2012 年 7 月末発刊『議会改革白書 2012 年版』に収録します。

【調査結果のポイント】

1. 議会改革の取り組みと推進体制：1000 を超える議会が“改革議会”へ。「議会基本条例」は 260 条例へ

議会改革への“特別な態勢を取る議会”が調査開始以来はじめて1000 の大台を超え、三分の二を超えた (68.9%)。このうち、5 議会からは「議員以外の専門家・市民が参加する組織で検討」との取り組みも報告されている。

そして、議会改革の一つの焦点となっている議会基本条例は 2011 年の 1 年間で 93 条例が制定されており、2011 年末時点で 260 条例が制定されていることが明らかになった。これは全自治体数（1789 議会）の 14.5% に相当する。2008 年末に 46 条例、2009 年末で 87 条例、そして 2010 年末に 167 条例となった議会基本条例は一層のペースで拡大している。

2. 議会への市民参加：「市民との対話の場」は 450 を超える議会へ拡大。「議会報告会」も 250 を超える

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会主催の意見交換会、懇談会、議会報告会等、「議会として市民と直接対話する機会」（市民との対話の場）は 457 議会 (30.5%) で実施されている。このうち「議会報告会」の実施は 258 議会（17.2%）より報告された。

そして、議会への市民参加として拡大を見せるのがパブリックコメントの実施である。議員定数や議会基本条例等の議会関係条例へのものが中心であり、いわゆる「政策条例」によるものは少数であるが、93 議会（6.2%）で実施が報告されている。

3. 議会による情報公開：議案に対する賛否公開は過去最高の改善率。しかし、三分の二は依然非公開。

議会による情報公開として「議案に対する賛否（各議員または会派単位の対応、採決態度）を議会報・ホームページ上で公開していない」とするのが 972 議会（65.0%）であり、減少率は過去最高の伸び率となった。この結果、35%では個人または会派単位で「公開」が行われている状況となった。このうち「すべての議案について、各議員個別の賛否（対応、採決態度）を公開している」のは 340 議会（22.7%）である。

4. 議員間討議・議会による熟議：「討議する議会」への改善はほとんど変化なし

2011 年 1 月 1 日～12 月 31 日の間に、本会議または委員会で、首長提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための「議員間の討議（自由討議）」を実施した議会は 220 議会（14.7%）であった。2011 調査では本会議または委員会で何らかの形で実施した議会が 231 議会（13.7%）であったことから、「討議する議会」に向けての改善はほとんど変化なしと言わざるを得ない。

5. 議会による政策形成：議員立法の成立を経験した議会は昨年と同水準。

首長議案への議員提出修正案の可決は 1 割を超える議会で為される。

議会による政策形成に向けて、「議員立法」である議員または委員会からの“政策的な条例案”（議会や議員にかかわるもの以外の政策的な行政関係条例案）の提案は、121 議会（8.1%）であり、このうち、67 議会（4.5%）で可決が為された。2011 調査では提案が 138 議会（8.2%）、このうち、可決された経験を持つ議会は 68 箇所（4.0%）であったことをみると、ほぼ変化なしといえる。

次に首長側提出議案（直接請求を除く）に対する議員による修正案提出は 321 議会（21.5%）で行われ、このうち、可決は 165 議会（11.0%）で為された。2011 調査では修正案提出が 369 議会（21.8%）であり、可決は 202 議会（11.9%）であった。こちらもほとんど変化はない。

6. 議会による政策の評価（含 事業仕分け）：萌芽段階ながら倍増の勢いで拡大

議会が評価主体となる事務事業評価、施策評価、政策評価、そして自治体計画の進捗評価について、29 議会（1.9%）の議会では何らかの取り組みを実施との回答を得た。複数回答での内容では、事務事業評価は 24 議会（1.6%）、施策評価は 8 議会（0.5%）、政策評価は 3 議会（0.2%）、そして自治体計画への進捗評価は 5 議会（0.3%）である。

2011 調査では事務事業評価は 16 議会（0.9%）、施策評価は 4 議会（0.2%）、政策評価は 2 議会（0.1%）そして自治体計画への進捗評価は 2 議会（0.1%）であったことからすると、回答数が減少しているにもかかわらず、事務事業評価、施策評価、そして自治体計画への進捗評価の項目で昨年度調査を実数でも割合でも、倍増か、それ以上の結果となった。

最後に 2012 調査では、議会が主催または関与しての、「事業仕分け（公開事業評価・点検）」についても調査している。結果、「議会が主催し、議員のみを「仕分け人」（評価者）とする企画を実施した」議会が 4 議会、「行政が主催する企画に議員が有識者等と並ぶ「仕分け人」（評価者）として参加した」議会が 2 議会であった。今後の動向が注目される。